

「足利商工会議所会報チラシ折込サービス」運用規程

1. 当サービスは、足利商工会議所会員事業所の発展に寄与することを目的とする。
よって、原則として1年以上足利商工会議所に加入し、会費を完納している市内会員事業所を対象とする。
2. 当サービスは、足利商工会議所市内会員事業所の営業活動を助長するために、販売促進のための広告紙等書類を足利商工会議所会報に折り込み、会報の送付により会員事業所等へ配布するものである。
3. 折り込む書類については、その内容または作成責任を有する事業所に対し与信を与えるものではないこと、及び下記事項のいずれにも該当しないものとする。
 - ①政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
 - ②個人、団体等の意見広告を内容とするもの
 - ③公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの
 - ⑤誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
 - ⑥他の会員、消費者に対し、不当な利益を与えるおそれがあるもの
 - ⑦その他、足利商工会議所が適当でないと認めるもの
4. 広告紙等書類およびその内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
5. 当サービスに起因する手続き上のトラブルは、双方で誠意を持って対応することとする。また、当サービスにより生じた取引上のトラブルについては、足利商工会議所は一切の責任を負わないこととする。
6. 当サービス料金は、1回30,000円（税別）とする。なお、料金は当該会報発送日から起算して1か月以内に支払うものとする。
7. 幅広い市内会員事業所の利用を促すため、1事業所につき申込みは、年度内（4月～翌年3月）に3回までとする。
8. 1か月の折り込み事業所は3社まで（1社1枚）で、先着順とする。
9. 足利商工会議所会報に折り込む広告紙等書類は、広告主で必要部数（5,000部、A4版もしくはA3版2つ折り）を準備し、会報発行日（20日）の10日前までに、足利商工会議所に納めるものとする。残部が発生しても原則として返品はしない。
10. この運用規程に同意した場合、会報発行日（20日）の1か月前までにチラシ案を添えて、別紙申込書に署名捺印し、足利商工会議所総務課に提出する。本書類の提出は、申込み時に毎回提出する。
11. 折り込みの可否は後日、会報編集会議にて決定するものとする。